



田川広域水道企業団告示第4号

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査し、最良の提案を行ったものを業務受託候補者として選定する手続き（以下「プロポーザル」という。）を実施するので公告する。

令和2年5月11日

田川広域水道企業団
企業長 二場 公人



業務名	田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務
履行場所	田川市中央町1番1号 事務局本部
業務の概要	① 水道事業ビジョンの策定 ② 経営戦略の見直し ③ アセットマネジメントの検討 ④ 統一新料金体系の検討及び算定
履行期間	契約締結日から令和4年9月30日まで。
提案価格見積書上限額	65,720,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
参加表明書等の入手方法	プロポーザル方式実施要領及び関連書類は、令和2年5月11日（月）より田川広域水道企業団ホームページに掲載する。
参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法	・提出先：田川広域水道企業団 事務局本部 総務・広域事業課 統合推進室 （田川市中央町1番1号 田川市役所別館） ・提出期限：令和2年5月25日（月）午後5時必着 ・提出方法：直接総務・広域事業課統合推進室へ持参、 または郵送（配達記録が残る方法）とする。 郵送の場合は提出期限まで必着のこと。
提出書類	① 参加申込書（様式第1号）※代表者印を押印 ② 会社概要（様式第2号） ③ 業務実績報告書（様式第3-1号、第3-2号、第3-3号） ④ 業務実施体制（様式第4号） ⑤ 管理技術者（様式第5号） ⑥ 担当技術者（様式第6-1号、第6-2号、第6-3号） ⑦ 提案価格見積書（様式第7号）※代表者印を押印
質問方法	質問がある場合は、質問書（様式第10号）に記入し、令和2年5月15日（金）午後5時までに、電子メールにより統合推進室宛に送信すること。メールの表題は「プロポーザル質問書（水道料金改定計画等）」とすること。

質問の回答	<p>質問に対する回答は、電子メールで令和2年5月20日（水）までに回答する。また、企業団ホームページにも掲載する。</p> <p>※ 内容次第では質問提出者に対してのみ返信する場合がある。</p>
プレゼンテーション	<p>令和2年6月11日（木）に実施する。</p> <p>※ 詳細は、各者に別途通知する。</p>
審査結果の通知	<p>令和2年6月16日（火）を予定している。</p>
選定方法	<p>田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務プロポーザル審査委員会において、選定評価基準に基づき、一次評価・二次評価の審査及び採点を行い、業務受託候補者を選定する。</p>
契約締結に向けての協議	<p>期間を定め、交渉順位1位の企画提案業者と企画提案の内容をもとに交渉を行う。ただし、期間内に交渉順位1位の企画提案業者との協議が整わない場合は、次順位の企画提案事業者と交渉を行う。</p>
本プロポーザルに要する費用	<p>すべて参加者の負担とする。</p>
参加資格要件	<p>(1) 直近5年間（平成27年度～現在まで）、水道事業ビジョン、経営戦略及び料金算定関連業務の実績（審議委員会等の対応を含む）を保有していること。</p> <p>(2) 当企業団の各構成団体指名停止の措置要領による指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。</p> <p>(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年度10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。</p>